

斜里町公共料金等審議会

議事録

日時	場所
令和元年8月23日(金) 14:00-14:37	役場2階大会議室

出席者				
委員	樽見孝二会長	藤枝靖副会長	石下晴美委員	藤谷佐智子委員
	佐藤唯人委員	午来亮太委員	佐藤正悟委員	西岡美紀委員
	北伸也委員			
事務局	塚田産業部長	榎本水道課長	高橋総務係長	大橋主事
	(馬場町長)			

構成員数	令和元年8月23日現在	15名	出席者数	9名
------	-------------	-----	------	----

議題
(1) 諮問事項
・上下水道料金等の改定について
・上下水道料金等の改定時期について
(2) 答申事項の検討
議事内容/結果
1. 委嘱状交付
2. 町長挨拶
3. 役員(会長、副会長)選出
4. 会長挨拶
5. 諮問事項の検討
(1) 事務局より配布資料等の説明
(2) 各委員より質疑
(別紙のとおり)
6. 答申事項の検討
(1)上下水道料金等の改定について → 諮問どおりとする。
(2)上下水道料金等の改定時期について → 諮問どおりとする。
(3)その他 → 答申書の作成は、会長・副会長へ一任し、町長へ答申する。

質疑等

質疑・ご意見等	応答
<p>(会長)</p> <p>質問、ご意見等があればお願いします。 斜里町の一般家庭では月平均どのくらい使用していますか。</p>	<p>(町1)</p> <p>斜里町では一般家庭の使用水量は月平均 8 m³です。 前回の公共料金等審議会では、基本料金の範囲を 10 m³から 8 m³までに引き下げてはどうかとの意見もありましたが、収入を確保し、経営改善していくための料金改定であるので、基本料金を 8 m³までに変更した場合の料金負担を誰に求めていくのかなど、議会と協議を重ねた結果、基本料金を 10 m³のままとし、公平に全用途で 20%改定するという結果になりました。</p>
<p>(会長)</p> <p>ほかにお聞きしたいことはありませんか。 委員1さんいかがですか。</p>	
<p>(委員1)</p> <p>安いに越したことはないです。</p>	
<p>(委員2)</p> <p>6月議会で料金改定のシミュレーションを作成する話があり、来年の3月末で料金改定という話がありました。 これから給水人口が減っていく中、現状はどうなっていますか。</p>	<p>(町1)</p> <p>前回の公共料金等審議会の中で平成 28 年度、当時は平成 32 年度、現在でいう令和 2 年度の 2 回に分け 20%ずつの料金改定を行いたいと説明させていただきました。 当時、消費税が改定される話はありませんでしたが、増税の時期が延期され、令和元年 10 月に増税となる現状を予測できませんでした。 令和元年度に料金改定し、令和 2 年度に再度改定という短期間での改定は望ましくなく、議会の中で、当初予定したとおりの料金改定は厳しいのではないかと話をさせていただきました。 しかし、このまま改定を先延ばしにするわけにはいかないので、今年度中に改定スケジュールおよび改定内容を総合的に判断し、議会と協議を始めたいと考えています。</p>
<p>(委員2)</p> <p>人口減少について、斜里町では 2045 年までに 2018 年と比べ、人口が 40%減になるという話を聞きました。広報でみた斜里町の給水人口の推計と比較して減少率は低いのではないですか。</p>	<p>(町1)</p> <p>人口が減るということは収入減少に直結します。 国からは、広域化、共同化を進め、皆さんに負担いただく料金を実際の収支に見合った設定とするよう指導があります。しかし、国のいう広域化等で問題がすべて解決するということではありません。人口減少は斜里町だけではなく他の自治体も抱えている問題です。現在、北海道が中心となり広域化、共同化の計画を進めていますが、抜本的な対策を持っていないのが現状です。支え</p>

質疑・ご意見等	応答
	<p>る側の人数が少なくなれば負担は増加していきます。</p> <p>水道と下水道を安全に使用できる状態を維持していくためには、今後もある程度の料金改定を行い、施設や設備の維持管理をしていかなければなりません。</p> <p>適正な料金を皆さんに負担していただき、また国の制度を有効に活用しながら、資産の長寿命化を行い、経費削減に努めていきたいと考えています。</p>
<p>(委員2)</p> <p>収益的収支が平成 28 年度から黒字になっています。給水人口の減少に関係なく、観光客などが増えたことによって黒字になっているのですか。</p>	<p>(町2)</p> <p>平成 28 年度に 20%の料金改定を行ったことによる収入増が一番の要因です。また、料金収入の落ち込みが想定よりも緩やかであったこと、支出を抑制していることも要因の一つと考えられます。</p> <p>(町1)</p> <p>給水人口が年々減少している現実を考慮して収入を見込んでいました。観光人口の増減が影響する営業用、天候により料金収入が影響するホクレン用、2つの用途の料金収入が想定よりも上回ったため、収益的収支黒字という結果になったと考えられます。</p>
<p>(委員3)</p> <p>収益的収支の収入は料金収入が主となりますが、資本的収支の内容を教えてください。</p>	<p>(町2)</p> <p>資本的収支の収入は、主に国からの借入金です。また、浄水場建設費用に係る負担分として、一般会計から負担金をいただいています。</p> <p>支出は国からの借入金の返済や改良工事分の費用などがあります。</p> <p>(町1)</p> <p>町2の説明にもありましたが、収入は国からの借入金で全体の 90%以上、ウトロ浄水場を設置した際に当時もらえなかった一般会計から相応の負担額を現在いただいています。</p> <p>支出は配水管の工事費用、国からの借入金の返済が対象になります。</p>
<p>(委員3)</p> <p>借入金の残高はいくらですか。</p>	

質疑・ご意見等	応答
<p>(委員2) 22億円ではないですか。</p>	<p>(町2) 22億円です。</p>
<p>(委員3) 資料では令和6年度に3.6億円の内部留保資金がある見込みとありますが、借入返済分の財源にもなるということですか。</p>	<p>(町2) そのとおりです。</p>
<p>(委員3) 借入金の返済については計画的に行うと思いますが、資本的収支は来年も大きく赤字となる見込みです。 将来に料金改定を先送りして将来の人に負担を強いることのないよう、適正に料金改定をしていかなければいけないと思います。 今年度に今後の計画を立てるということなのでしっかり議論してください。</p>	<p>(町1) わかりました。</p>
<p>(会長) そのほかに何かありますか。なければ、水道料金等について消費税2%相当分の改定とし、時期について令和元年10月1日からとすることでよろしいですか。</p>	<p>(町1) 改定時期は10月1日ですが、10月に入って初めての検針日から次の月の検針日までの料金が消費税10%となり、12月請求分から対象となります。 10月1日から使用した水量がすべて10%の対象になるわけではありません。10月1日から検針日までの期間は、経過措置として8%となります。</p>
<p>(会長) では諮問とおり返申したいと思います。 よろしいですか。</p>	<p>(町1) 会長より諮問のまま答申すると報告がありました。今後書類内容については、会長、副会長にお願いして答申内容を精査し、議事録と一緒に皆様へご報告したいと思います。</p>
<p>(全員) よろしいです。</p>	
<p>(会長) それでは公共料金審議会を終了したいと思います。</p>	<p>(町) ありがとうございました。</p>